

令和2年度第2回

北栄町国民健康保険事業の運営に関する協議会会議録

日 時 令和2年10月28日(水) 午後7時～午後8時10分  
場 所 北栄町大栄農村環境改善センター 1階 会議室2  
会議に招集された者 北栄町国民健康保険事業の運営に関する協議会委員  
出席者 岩垣宝祥(会長)、永田洋子(職務代理)、河本悟、岡本恒之  
牧田眞知子(欠席委員 淀瀬千賀子)  
説明のための出席者 健康推進課長 吉岡正雄  
健康推進課国保医療室 福庭克展、川本伸明  
会議に付した事項 別添資料のとおり  
議長 岩垣宝祥(会長)

会 議 の 要 旨

開 会	午後7時
会長あいさつ	本日は、国民健康保険税の算定方式を変更した場合、どのような影響や問題点があるのか、理解を深めていただければと思いますので、よろしくお願ひします。
会議録署名人の選出	永田委員さんと岡本委員さんでお願いします。 (事務局提案により、委員了承)
会長	内容に入ります。国民健康保険税の算定方式について、説明をお願いします。
事務局	資料に基づき説明
会長	今回は協議といったことではないので、ご意見や感じたことなどどんなことでも話を出してみましよう。
委員	8月末の状況からだど、負担減になる世帯の割合の方が多いうで、もし方式変更した場合の全体の影響としては大きくないですね。
事務局	割合から見るとそのような状況ではあります。影響をできるかぎり少なくすることが求められることとなります。
委員	モデルケースの世帯状況を見ていると、収入額が多いから単純に保険税が

多くなるということではないようですが、どういうことですか。

事務局 収入の種類、給与や年金等いろいろあり、それぞれで控除額等が異なりますので、保険税も同じとはならないことになります。

委員 モデルケースで負担が増える世帯ですが、例えば、アパートで生活されている世帯などが該当するのですか。

事務局 固定資産をお持ちでない世帯で、低所得者軽減の対象とならない場合は、所得の状況にもよりますが、負担増となってしまいます。

委員 今後変更するということになるのであれば、段階的に変更していくのがいいですね。

事務局 そういった検討も必要となります。

委員 所得に応じて税額が決まるということですが、国保税は社保に比べると高いですね。

事務局 社保は事業主負担があることから、本人負担が半分となるようです。また、社保の場合、扶養の方が増えても保険料は変わりませんが、国保は均等割で被保険者数が影響します。

委員 算定方式について、変更時期の期限等があるのですか

事務局 県が保険者となり、税率や算定方式等をどうするのか、県と市町村で協議を行っているところです。その中で、具体的なことはまだ決まっておきませんので、今のところは、いつまでに、といったことはありません。

委員 現状の新型コロナの影響等を考えると、来年度以降も影響が出るのは間違いないでしょう。そういった状況ですので、できるだけ現状を維持できることが望ましいと思います。

事務局 おっしゃるとおり、今年の所得状況で来年度の税額が決まっていきますので、影響がどの程度出るのか心配するところです。できる限り現状維持できればと考えております。

会長 他にございませんか（なし）

内容については、以上です。続いて、「4 その他」について、今後の予定について事務局からお願いします。

事務局

年明け頃には、納付金の額が判明してきますので、この額に必要な保険税の検討を行っていくこととなります。次回の協議会の開催時期ですが、1月下旬～2月中旬頃に開催させていただく予定です。

会長

分かりました。  
その他に委員のみなさまから何かございませんか？（特になし）  
それでは、これで閉会といたします。どうも、ご苦労様でした。

午後8時10分

閉会

北栄町国民健康保険事業の運営に関する協議会

会 長

署名人

署名人